

福岡県医発第1054号(地)

平成17年 9月 2日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



平成17年介護サービス施設・事業所調査の実施に関する協力依頼について

標記調査につきましては、現在の介護サービスについて提供体制・提供内容等を把握し、今後の介護サービス提供の基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的として平成12年より実施されており、調査客体は、介護保健施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の全数が対象となっております。

今般、厚生労働省より本調査への協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知があり、本会第14回全理事会(平成17年8月18日)にて協議の結果、本会におきましても協力することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、円滑な調査実施にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、調査期日は10月1日現在において実施することとなっております。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池

(介34)

平成17年8月8日



都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

野 中



平成17年介護サービス施設・事業所調査の実施に関する協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

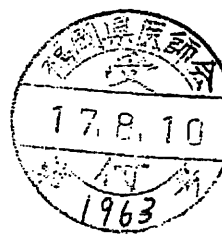
平素は介護保険制度にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成12年より実施されております標記調査に関しましては本年も実施されることとなり、別添のとおり厚生労働省より本会宛に調査協力依頼がありました。

当該調査は、現在の介護サービスについて提供体制・提供内容等を把握し、今後の介護サービス提供の基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としているもので、調査客体は、介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の全数が対象であり、調査期日は本年10月1日現在において実施することになっております。

本会においては、本調査に協力することと致しましたので、貴会におかれましても、本調査の円滑な実施にご協力を賜りたくご高配方宜しくお願い申し上げます。

敬具

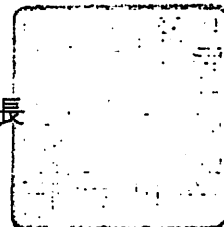




統発第 0727002号
平成17年 7 月27日

社団法人
日本医師会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成17年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

介護サービス施設・事業所調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年においても下記のとおり実施することといたしましたので、引き続き貴会の御協力を賜りたく、御配慮方お願い申し上げます。

記

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

以下に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所を対象とし、その全数を客体とする。

(1) 介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

(2) 居宅サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入所者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所

(3) 居宅介護支援事業所

3 調査の期日

平成17年10月1日（土）現在において実施する。

4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

- (1) 介護老人福祉施設票（別紙1）
- (2) 介護老人保健施設票（別紙2）
- (3) 介護療養型医療施設票（別紙3）
- (4) 訪問看護ステーション票（別紙4）
- (5) 居宅サービス事業所（福祉関係）票（Ⅰ）（別紙5）
- (6) 居宅サービス事業所（福祉関係）票（Ⅱ）（別紙6）
- (7) 居宅サービス事業所（医療関係）票（別紙7）

5 調査の方法

介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の管理者が調査票に記入する。

6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は速やかに公表する。

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

以下に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所を対象とし、その全数を客体とする。

(1) 介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

(2) 居宅サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入所者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所

(3) 居宅介護支援事業所

3 調査の時期

平成17年10月1日

4 調査票の種類及び調査事項

(1) 介護老人福祉施設票

施設名、所在地、開設主体及び経営主体、定員及びユニットの状況、居室の状況、施設サービスの状況、従事者数等

(2) 介護老人保健施設票

施設名、所在地、開設主体、療養室の状況、特別な室料、施設サービスの状況、訪問リハビリテーションの状況、従事者数等

(3) 介護療養型医療施設票

施設名、所在地、病室の状況、特別な室料、施設サービスの状況、従事者数等

(4) 訪問看護ステーション票

ステーションの名称、所在地、開設主体、サービスの提供状況、従事者数等

(5) 居宅サービス事業所（福祉関係）票（I）

法人名、所在地、事業所名、経営主体及び開設主体、通所介護の状況、短期入所生活介護の状況、認知症対応型共同生活介護の状況、特定施設入所者生活介護事業所、訪問介護の状況、訪問入浴介護の状況、福祉用具貸与の状況、居宅介護支援事業の状況、従事者数等

(6) 居宅サービス事業所（福祉関係）票（Ⅱ）

法人名、所在地、事業所名、経営主体、訪問介護の状況、訪問入浴介護の状況、福祉用具貸与の状況、居宅介護支援事業の状況、従事者数等

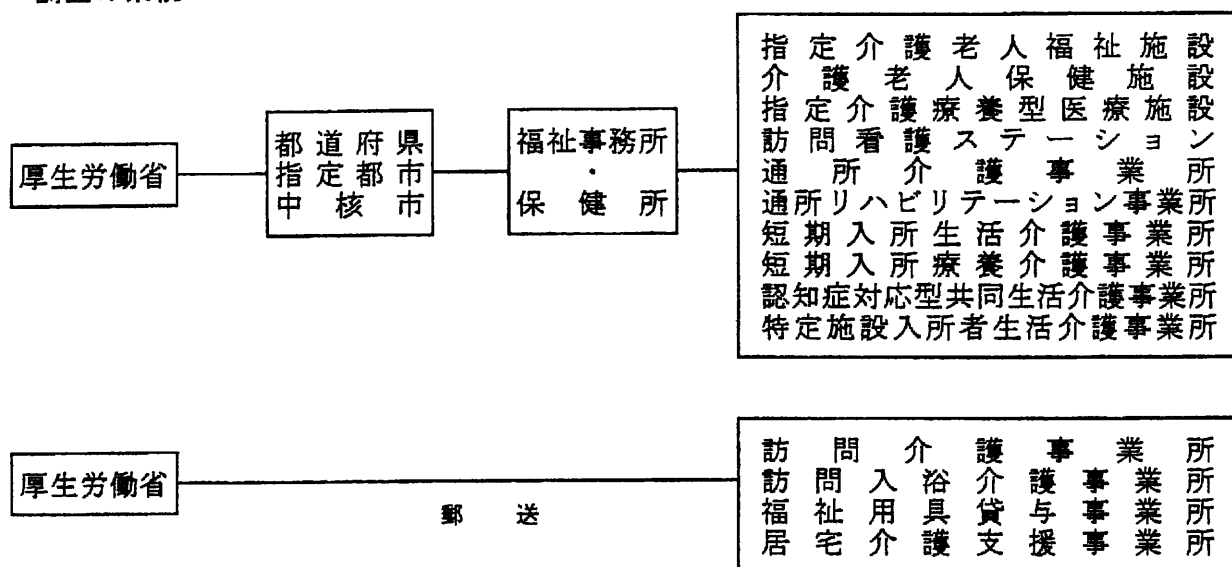
(7) 居宅サービス事業所（医療関係）票

施設名、所在地、短期入所療養介護の状況、通所リハビリテーションの状況、従事者数等

5 調査の方法

介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の管理者が調査票に記入する。

6 調査の系統



※ 福祉事務所系統、保健所系統については、都道府県・指定都市・中核市の実状に合わせて変更し、実施していただいても構いません。

7 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果については「平成17年介護サービス施設・事業所調査の概況」及び「平成17年介護サービス施設・事業所調査」の報告書として、名簿については「平成17年介護サービス施設・事業所名簿」として速やかに公表する。

Ⅱ 調査の実施方法

調査の流れは以下のとおりです。ただし、福祉事務所・保健所の事務系統につきましては各都道府県・指定都市・中核市（以下、「都道府県・市」といいます）の実情に合わせて変更して実施していただいても構いません。また、都道府県・市、福祉事務所・保健所における具体的な事務内容については「Ⅴ都道府県・指定都市・中核市における事務」「Ⅵ福祉事務所・保健所における事務」を参照してください。

